

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年5月27日（金） 8：22～8：31

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野田 聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林 鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3件
○国会提出案件	3件
○公布（法律）	4件
○人事	5件
○報告	2件
○配布	1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「淀川水系における水資源開発基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、水資源開発促進法に基づき、リスク管理型の「水の安定供給」に向けて計画を抜本的に見直すものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、キャンプ瑞慶覧の一部土地を緑地公園として共同使用するもの等、計7件であります。

次に、「食料・農業・農村白書」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「構造改革特区法の一部改正法」外3件が、25日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、最高裁判所事務総長中村慎外1名を高等裁判所長官に任命することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、クロアチア国駐箚大使嘉治美佐子外2名を願いに依り免ずること、及び、セネガル国等駐箚大使伊澤修に兼ねてガンビア国駐箚を命ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、細川哲外599名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、「令和3年末現在の対外の貸借及び同年中の国際収支」について御報告があります。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「在外日本人国民審査権確認等請求事件に対する最高裁判決」について、御報告があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「日・北マケドニア技術協力協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、我が国から派遣する専門家等に対する租税の免除等について、取り極めるものであります。なお、相手国政府との署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、農林水産大臣。

○金子（原）国務大臣：令和3年度食料・農業・農村白書におきましては、我が国の農業構造の中長期的な変化について、2020年農林業センサスの公表等を踏まえ、品目別、地域別も含めて分析しております。また、令和3年度における特徴的な動きとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と対応や、みどりの食料システム戦略、農林水産物・食品の輸出、スマート農業・農業のデジタルトランスフォーメーションなどを取り上げ、記述しております。白書の作成に当たり、関係府省に御協力いただいたことに対し、感謝申し上げます。

○松野国務大臣：次に、財務大臣から2件御発言がございます。

○鈴木国務大臣：まず、令和3年末現在の対外の貸借及び同年中の国際収支について御報告いたします。令和3年末の対外純資産は、約411兆円となり、31年連続で世界最大の純資産国となっております。前年末に比べ、対外純資産は約56兆円増加しております。これは、為替変動による外貨建て資産・負債の円評価額の増加や、対外及び対内の直接投資・証券投資の増加等により、対外資産残高が約105兆円増加した一方、対外負債残高が約49兆円増加したことによるものです。次に、令和3年中の国際収支について申し上げます。経常収支は、貿易収支の黒字が縮小し、サービス収支の赤字が拡大した一方で、第1次所得収支の黒字が拡大したこと、等から、前年と概ね同じ約15兆円の黒字となりました。金融収支は、対外直接投資の増加等により、約11兆円の純資産増加となりました。以上、御報告いたします。

次に、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び株式会社国際協力銀行の代表権を有する総裁、会長又は社長につきまして、近く開催される各社の取締役会において、別紙のとおり選定する決議がなされる予定ですが、その決議を認可いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○金子（恭）国務大臣：在外日本人国民審査権確認等請求事件に係る最高裁判決について、御説明申し上げます。先般、最高裁判所において、最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を認めていないことは、憲法第15条第1項並びに第79条第2項及び第3項に違反するとの判断が下され、また、平成29年に行われた最高裁判所裁判官国民審査までに国会が在外国民に審査権の行使を認める制度を創設する立法措置を執らなかつたことは、国家賠償法第1条第1項の規定の適用上違法の評価を受けるものとして、一審原告らの国家賠償請求が認められました。最高裁判所裁判官国民審査法を所管する総務省としましては、最高裁判所の判決を厳粛に受け止め、判決内容を踏まえ、最高裁判所裁判官国民審査の在外投票を可能とするための方策について、早急に検討いたします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣。

○林国務大臣：ウクライナにおける人道支援として、消防・通信関連機材や医薬品等の支援物資を輸送するため、166万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 最高裁判所事務総長中村 慎を高等裁判所長官に任命することについて（決定）
 - 〃 ○判事 中里智美を高等裁判所長官に任命することについて（決定）
 - 〃 ○特命全権大使 嘉治美佐子外 2 名を願に依り免ずることについて（決定）
 - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
 - 〃 ☆鳥取大学名誉教授 細川 哲外 599 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎報 告

- 資料あり
資あり
- ☆令和 3 年末現在の対外の貸借に関する報告書及び令和 3 年中の国際収支に関する報告書について
(財務省)
 - ☆在外日本人国民審査権確認等請求事件に対する最高裁判所の判決について
(内閣官房)

◎配 布

- ☆月例経済報告 (内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和4年
5月27日〕（金）

◎一般案件

資料なし ○技術協力に関する日本国政府と北マケドニア共和国政府との間の協定の署名について（決定）
（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕